

真野地区まちづくり協定の届出について

<届出が必要な行為>

- 1、建築物その他の工作物の新築・増築・移転および、改築または用途の変更
(貸工場で操業開始を含む)
- 2、土地の区画形質または用途の変更
- 3、区画道路に接した敷地での門・へいなどの設置または改修
- 4、50 m²を超える駐車場の設置

※建築確認申請を要しない場合についても届出が必要な場合があります

<届出の時期>

- ・行為の着手の30日前まで(建築確認申請の前)にお願いします。
確認申請を要しない行為の場合は、着工の30日前までにお願いします。

<届出の方法>

- ・原則電子申請(「e-KOBE:神戸市スマート申請システム」)でお願いします。
ポータル: <https://lpos.task-asp.net/cu/281000/ea/residents/portal/home>
▶ポータルから手続き一覧(事業者向け)又は手続き一覧(個人向け)から「真野地区」で検索してください。
- ・「まちづくり協定に関する届出の電子申請」(神戸市HP)に記載のとおり手続きをしてください
▶神戸市HP(<https://www.city.kobe.lg.jp/>)
HPトップページの上部に配置しています『検索』から、以下のキーワード「まちづくり協定に関する届出の電子申請」を入力してサイトを指定してください。
- ・電子申請フォームへの入力により「まちづくり協定に係る区域内における行為の届出・変更届書」の提出を省略できます。

<届出に必要な書類等> :裏面参照

- ・市に提出する書類は「まちづくり協定の届出各種様式集」(神戸市HP)から書式をダウンロードしてください。
HPトップページの上部に配置しています『検索』から、以下のキーワード「まちづくり協定の届出各種様式集」を入力してサイトを指定してください。

<地域への説明>

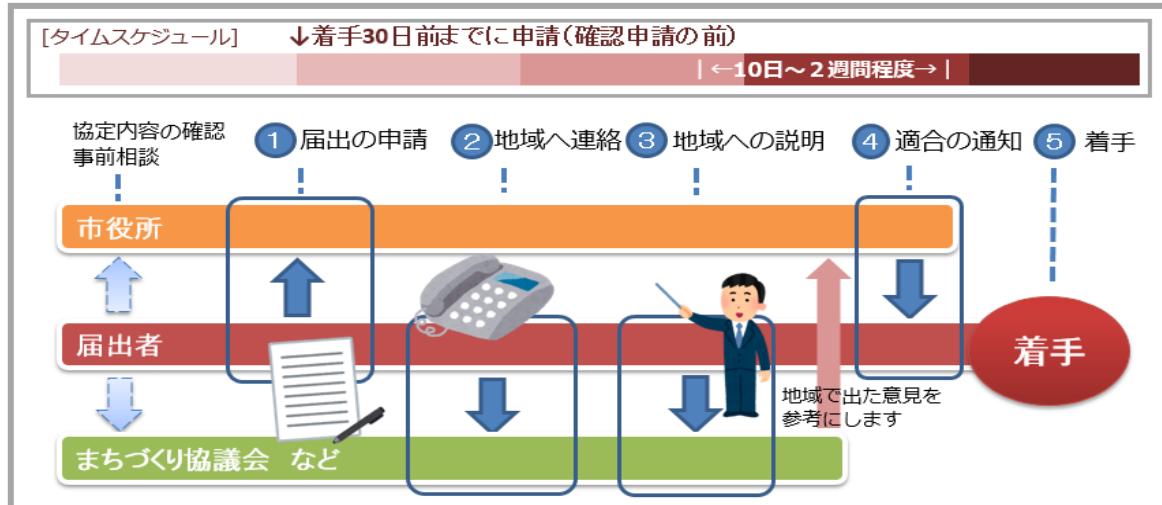
- ・すべての届出について、真野地区まちづくり推進会に対し、届出者または代理人より物件内容の説明をお願いします。
説明会の開催日:毎月第2金曜日 午後7:00~(※変更になる場合もあります)
真野地域福祉センターにて(住所:東尻池6丁目3 シルバーハイツ東尻池1階)
- ・推進会への説明が遅れると、「適合(不適合)通知書」の発行も遅れますので、早めにご連絡をお願いします。

- ・説明会開催の7日前までに推進会に連絡してください。
- ・推進会への届出等の詳細については
「真野地区まちづくり推進会」に直接問い合わせてください。
※連絡先については、届出受付後にお知らせします。

<その他留意点>

- ・届出に係る行為が、まちづくり協定に適合していると認められるときは、神戸市より「適合通知書」を発行します。
- ・「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の申請には、「適合通知書」の写しが必要です。

<届出手続きの流れ>



[届出に必要な書類等]

提出先	神戸市役所まち再生推進課 (届出)	真野地区 まちづくり推進会 (説明資料)
届出に必要な書類等 (電子申請の場合)	※行為の届出・変更届出書は作成不要 (申請時に必要事項を入力することで届出書を提出したこととみなします) ・行為の概要書(様式は神戸市のHPからダウンロードできます) ・図面(添付図面一覧参照) ・現況写真	・行為の概要書(神戸市様式) ・図面(添付図面一覧参照) ・現況写真
部数	-	40部(両面コピー)
備考	工場の場合は「工場調書」、敷地内に既存建物がある場合の増築は「既存建物調書」を神戸市へ届出時に添付してください。	

[添付図面一覧]

行為の種類	必要図面
・建築物その他工作物の新築、増築、改築、用途の変更 ・区画道路に接した敷地内での門、塀などの設置または改修	①位置図 ②配置図 ③平面図 ④立面図(2面以上) ⑤外構図(配置図と兼用でも可)
土地の区画形質又は用途の変更	①位置図 ②区域図(当該行為を行う土地の区域ならびに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示したもの) ③設計図
・50 平方メートルを超える駐車場の設置	①位置図 ②配置図 ③計画図